

事務連絡  
令和3年12月23日

関係各位

愛媛県県民環境部  
環境局環境政策課

令和3年度建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策研修会  
の周知について

日頃より、本県の環境行政の推進に格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年6月5日に公布された改正大気汚染防止法（令和3年4月1日施行）において、令和4年4月1日から建築物の解体等を行う際、元請事業者による石綿事前調査結果の報告が義務化されるなど、石綿飛散防止に係る各種法令が強化されてきたところです。

この度、環境省より、解体工事作業従事者向けの令和3年度建築物等の解体等工事における石綿の飛散防止対策研修会（Web研修）の案内がありましたので、貴団体会員に御周知いただくとともに、引き続きアスベストの飛散・ばく露防止対策に御協力願います。

※参加申込書については、以下の環境省ホームページからダウンロードできます。

[https://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](https://www.env.go.jp/air/post_48.html)

担当  
愛媛県県民環境部環境局  
環境政策課 大気・環境評価係 西田  
Tel 089-912-2347  
Fax 089-912-2344